「経済財政運営と改革の基本方針 2020」における 宇宙分野の記載

第3章 「新たな日常」の実現

- 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)
- (1)次世代型行政サービスの強力な推進 一 デジタル・ガバメントの断行 (略)
- (2) デジタルトランスフォーメーションの推進

Society 5.0 の実現を目指してきた従来の取組を一歩も二歩も進め、「新たな日常」の定着・加速に向け、各種支援や規制改革等を通じ、地域を含む社会全体のDXの実装を加速する。企業のDXに関する取組を促すため、経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして 2020 年度中に策定し、その普及を図る。大企業と中小企業間の取引のデジタル化やIoT、AI等の活用による物流の最適化・効率化など、サプライチェーンにおけるデジタル化やAI、ロボットの導入を推進する。新しい生活様式を新たなビジネスチャンスとすべく、EC販売の拡大など、非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援する。地理空間(G空間)情報の高度活用や衛星データの利用拡大を図る。(略)

- (略)
- 3.「人」・イノベーションへの投資の強化 ― 「新たな日常」を支える生産性向上
- (1)課題設定・解決力や創造力のある人材の育成(略)
- (2) 科学技術・イノベーションの加速(略)

最先端の基盤的技術であるデジタル化・リモート化、AI・ロボット、量子技術、再生医療、バイオ、マテリアル革新力、革新的環境エネルギー、アルテミス計画等の宇宙探査、準天頂衛星等各省連携による衛星開発や基幹ロケット開発等の宇宙分野、北極を含む海洋分野の研究開発を戦略的に進める。(略)

「成長戦略実行計画」における宇宙分野の記載

第7章 個別分野の取組

- 2. 海洋・宇宙
- (1) 海洋

(略)

(2) 宇宙

本年6月に閣議決定された「宇宙基本計画」に基づき、以下の施策を通じて、宇宙開発や利用の拡大を 図る。

①米国が推進する国際宇宙探査計画 (アルテミス計画) への貢献

米国は、再び月面に宇宙飛行士を送り、持続的な月面探査を目指す国際宇宙探査を提案し、昨年10月に 我が国も参画を決定した。我が国が強みを有する環境制御・生命維持技術などの有人滞在技術や物資補 給等で貢献していく。併せて、日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保や将来的な月面での資源開発等を目 指して、持続的な探査活動に必要となる基盤技術開発(重力天体着陸・移動探査技術、水探査技術等)を 進める。

②衛星データの利用拡大の促進

宇宙からの衛星データは、第4次産業革命を支えるインフラとなる可能性がある。例えば、農業分野では、衛星データから米の収穫の最適日を予想して、収穫時期を色分けし、生産支援を行う取組が既に始まっている。自動運転や災害対応でも衛星データの利用拡大が見込まれる中、公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等が行う衛星データ販売事業を阻害しないよう留意しつつ、加工や解析が容易な形式でデータを無償提供することで衛星データの利用拡大を図る。また、統合型G空間防災・減災システムの構築をはじめ、地理空間情報高度活用社会(G空間)プロジェクトを着実に推進する。

③新たな宇宙ビジネスの制度環境整備

宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行(※)について、2020年代前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める。

(※) 宇宙活動法では、高度100km以上への人工衛星の打ち上げしか規制対象としておらず、サブオービタル飛行(100km程度の飛行)については、同法の適用対象外とされている。他方、航空法もサブオービタル飛行のように高度100km程度を飛行する機体を想定した規制となっていないため、適用対象外であり、サブオービタル飛行についての新しい制度整備が必要。

「成長戦略フォローアップ」における宇宙分野の記載

6. 個別分野の取組

- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii)海洋・宇宙
 - ① 海洋(略)
 - ② 宇宙

本年6月に閣議決定された「宇宙基本計画」に基づき、以下の施策を通じて、宇宙開発や利用の拡 大を図る。

- ア)米国が推進する国際宇宙探査計画(アルテミス計画)への貢献
- ・米国は、再び月面に宇宙飛行士を送り、持続的な月面探査を目指す国際宇宙探査を提案し、昨年10 月に我が国も参画を決定した。我が国が強みを有する環境制御・生命維持技術などの有人滞在技術 や物資補給等で貢献していく。併せて、日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保や将来的な月面での資 源開発等を目指して、持続的な探査活動に必要となる基盤技術開発(重力天体着陸・移動探査技術、 水探査技術等)を進める。

イ) 衛星データの利用拡大の促進

- ・宇宙からの衛星データは、第4次産業革命を支えるインフラとなる可能性がある。例えば、農業分野では、衛星データから米の収穫の最適日を予想して、収穫時期を色分けし、生産支援を行う取組が既に始まっている。自動運転や災害対応でも衛星データの利用拡大が見込まれる中、公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等が行う衛星データ販売事業を阻害しないよう留意しつつ、加工や解析が容易な形式でデータを無償提供することで衛星データの利用拡大を図る。また、統合型G空間防災・減災システムの構築をはじめ、地理空間情報高度活用社会(G空間)プロジェクトを着実に推進する。
- ・政府衛星データプラットフォーム「Tellus」について、民間のノウハウ等も最大限活用し、2020年 度以降データ・解析ツールの拡充等を図る。
- ・各省庁の業務の効率化・高度化に向けて、各省庁による衛星データの積極的な利用を促すことで衛星データの利用拡大を図るとともに、自治体との協働を強化し、地域における衛星データ利用を進める。
- ・準天頂衛星システムについて、2023年度目処の運用開始に向けて、7機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化について、効率化を図りつつ、着実に行う。また、電子基準点網の着実な運用とともに、農業、交通・物流、建設等多様な分野で実証事業を進め、社会実装を加速する。
- ウ) 新たな宇宙ビジネスの制度環境整備

- ・宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行³³について、2020年代 前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整 備を進める。
- ・民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備を検討する。
- ・スペースデブリ対策について、2020年度から民間企業と連携し、デブリ除去技術の実証に向けた研究開発に取り組むとともに、国際的なルール作りを主導する。また、宇宙物体の軌道情報を適切に 民間企業等に提供するシステム構築に取り組む。
- 工) 宇宙開発利用の拡大に向けた革新的な技術開発等の推進
- ・将来の利用者ニーズの分析等を踏まえた衛星開発に向け、省庁横断・産学官連携による開発・実証 体制を2020年度中に構築し、量子暗号通信等の基盤技術開発や超小型衛星によるアジャイル開発 等を行う。
- ・基幹ロケットH3の2021年度中の完成を目指すとともに、抜本的な低コスト化等を実現する将来宇宙輸送システムの研究開発に取り組む。
 - ・宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発を強化するとともに、新産業創出等を牽引 する専門人材の育成を進めつつ、開発成果の産業分野への転用を図る。

オ) ベンチャー等からの調達の拡大促進

・国等のプロジェクト(スペースデブリ除去等)において、ベンチャー企業を含めて民間企業からの調達を拡大することで、宇宙産業の裾野を広げていく。そのため、新たな日本版SBIR制度の活用や、マイルストン・ペイメント等の柔軟な契約形態の導入等、政府機関の調達・契約の方法の見直しを進める。